名古屋市告示第316号

特定計量器定期検査の実施

計量法(平成4年法律第51号)第19条の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を行います。

令和7年6月5日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 定期検査を行う区域港区

2 対象となる特定計量器

計量法第19条に定める特定計量器のうち、非自動はかりであって、ひょう量が300キログラム未満のもの(分銅及びおもりを含む。)。ただし、ひょう量300キログラム以上の非自動はかりを有する事業所で使用するひょう量300キログラム未満のものは除きます。

3 実施の期日及び場所

検 査 日	検 査	場所
7月9日(水)	南陽センター	(会議室)
7月15日 (火)	東港中学校	(正門:特別活動室)
7月25日(金)	小碓小学校	(南東門:特別活動室)
7月29日 (火)	神宮寺小学校	(東通用門:特別活動室)
8月4日(月)	名古屋市工業研究所	(正門:展示場東)

ただし、特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第2項の規定に基づく申請があった特定計量器の検査場所については、その所在の場所とします。

名古屋市経済局産業労働部産業企画課